

「妊婦加算」に関する一考察

早稲田大学教授

野口 晴子

合、初診であれば、診療時間内では約230円、診療時間外、休日受診で約350円、深夜受診で約650円、再診の場合では、診療時間内で約110円、診療時間外・休日受診で210円、深夜受診で510円がそれ自身負担として、患者である妊婦に請求される（ただし、通常の妊婦健診のみの場合は計算の対象外）。仮に、こうした妊婦自身に対する窓口負担を設された加算である。

1.凍結された「妊婦加算」

2018年4月の診療報酬改定により導入された妊婦加算は、「①胎児への影響に注意して薬を選択するなど、妊娠の継続や胎児に配慮した診療が必要であること」、また、「②（尿路感染症、虫垂炎やバルボウイルスB19感染症等に代表される）妊婦にとって頻度の高い併合症や、診断が困難な疾患を念頭に置いた診療が必要であること」等、科学的根拠に基づく妊婦特有の「リスク」に対応する特別な配慮が外来診療において必要であることから、妊婦の初診料、

再診料・外来診療料に対して新設された加算である。周知の通り、日本の医療は、市場メカニズムによらず、国民皆保険制度の下、「診療報酬点数制度」と「包括医療費支払い制度（DPC/PDPSS）」によって、公的に価格を決定していることから、「加算」とは、診療現場におけるこうした「特別な配慮」、言い換えるれば、提供される医療サービスの質に対する「評価」、ないしは、質を担保するために必要な「コスト」に見合う「報酬」を意味していることになる。

具体的な加算額については、医療費の窓口負担が3割の場

は、故意であったかどうかは別として、医療機関が患者に対する自分たちの優位な立場を利用した事例といえる。ちなみに経済学では、こうした状況は「情報の非対称性」と呼ばれ、患者と医療供給者に代表される関係性については、「本人—代理人モデル」という理論が確立されている。

妊婦加算新設の政策目的は、皮肉なことに、当該加算を批判する立場と同じく「少子化対策の一環として」、妊婦や胎児の健康と生命を守るために、妊婦に対し提供される医療の質の向上を目指すとするところである。されば、患者にとっては、この代理人が選択しててくれるのか。それが、患者の「代理人」である医療供給者である。さらに言えば、患者に最適な医療サービスが何なのかという最終判断を下すことはできない。では、誰がその判断をしてくれるのか。それが、患者の「代理人」である医療供給者である。さもなくば、患者に評価を行なうことも難しい。

このように、医療サービスは、私たちが日常的に消費するモノやサービスとは異質な特殊性を有しており、消費者である患者と代理人は、提供を受けた医療供給者との間に、ある種の不平等な状況がある。今回のコンタクトレンズの処方にに対する妊婦加算や窓口での理不尽な対応

は、故意であったかどうかは別として、医療機関が患者に対する自分たちの優位な立場を利用した事例といえる。ちなみに経済学では、こうした状況は「情報の非対称性」と呼ばれ、患者と医療供給者に代表される関係性については、「本人—代理人モデル」という理論が確立されている。

妊婦加算に対する反対意見の理念に反する、あるいは、妊娠であるかないかに関わらず、全ての患者に対し同等に十分な配慮をすべきといった、政策担当者や医療提供者の倫理観や道徳観を問う規範的観點からの批判については、制度設計の根幹に据えるべき重要な考え方ではある。しかし、こうした「べき論」は、政策目的が達成されるようにならなければいけない。たとえば、医療サービスの生産者である病院や診療所に倫理的立場から、「リスク」の高い妊婦に必要な特別な「配慮」を無料（タダ）で提供「すべき」という論理を押し付けるという